

- 追加代金」
- ③「延泊プラン」による延泊代金
- ④「C、Fクラス追加代金」と称する航空機使用席等の等級変更による差額運賃
- ⑤その他パンフレットの中で「〇〇追加代金」と称するもの

10 割引代金

(1)「割引代金」とは以下をいい、その一部を例示します。

- ①1つの部屋に3人以上のお客様が宿泊することを条件に設定した1人あたりのお部屋割引代金
- ②その他パンフレットの中で「〇〇割引代金」と称するもの

11 旅行契約内容の変更

(1)当社は旅行契約の成立後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運送計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、また、お客様に固有の事情が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、旅行契約の内容(以下「契約内容」といいます。)を変更することがあります。

(2)前(1)の場合は、変更の事由に当社が関与し得ないことおよび契約内容の変更との相当因果関係を事前に説明します。ただし、緊急の場合においてやむを得ない場合は、変更後に説明します。

12 旅行代金の変更

当社は契約締結後であっても、次の場合には旅行代金を変更することがあります。

(1)利用する運送機関の運賃・料金が、著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に超えて増額または減額される場合、当社は、その増額または減額される金額の範囲内で旅行代金の額を増加し、または減少することがあります。

(2)前(1)により旅行代金を増額するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日より前にお客様にその旨を通知します。

(3)当社は、前(1)により運賃・料金の減額がなされるときは、その減少額だけ旅行代金を減額します。

(4)当社は、第11項に基づく契約内容の変更により旅行の実施に要する費用の減少または増加が生じる場合は、当該契約内容の変更の際にその範囲内において旅行代金の額を変更することがあります。この「旅行の実施に要する費用」には当該契約内容の変更のために提供を受けられなかった運送・宿泊機関等が提供する旅行サービスに対する取消料、違約料その他の費に支払い、またはこれから支払わねばならない費用を含みます。

(5)前(4)により、旅行の実施に要する費用の増加が生じる場合で、運送・宿泊機関等が当該旅行サービスの提供を行っているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸施設の不足が発生したことによるときは旅行代金の額の変更をいたしません。

(6)当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨をパンフレットに記載した場合において、旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更となったときは、パンフレットに記載したところにより旅行代金の額を変更することがあります。

13 お客様の交替

(1)お客様は、当社の承諾を得て、旅行契約上の地位を別の方に譲渡することができます。(ただし、コースにより、また時期により交替をお受けできないことがあります。)この場合、お客様は、第14項(1)①(ア)に定めた取消料のお支払いに替え当社らに交替を要する手数料として、交替を受けのお客様1人あたり10,000円をお支払いいただきます。(ただし、取消料対象期間外の場合を除きます。)また、この交替のお申出が旅行開始日の前日から起算してさかのぼって3日目にあたる日以降の場合で、お客様の交替に伴う航空券の再発券に際し、航空運賃に差額が生じるときは、それらをお客様の負担とします。

(2)旅行契約上の地位の譲渡の効力は前(1)の承諾を得て、かつ手数料を当社らが受理した時に生じます。(ただし、手数料不要の場合は承諾時に生じます。)

14 旅行契約の解除・払戻し

(1)旅行開始前

- ①旅行開始前のお客様の解除権

(ア)お客様は第2項により旅行契約が成立した後に以下の区分により定められた取消料をお支払いいただくことにより、旅行契約を解除することができます。

旅行契約の区分	適用する取消料
日本出国時または帰国時に航空機を利用する募集型企画旅行契約（貸切航空機を利用する場合を除きます。）	〈表1〉
旅程中に船舶を利用する旅行でパンフレットにクルーズ約款を適用する旨の明示があるもの	当該パンフレットに明示する取消料によります。
日本発着時ともに船舶を利用する募集型企画旅行契約	当該船舶にかかる取消料の規定によります。

(注1)取消料が記載された表でいう「旅行契約の解除期日」(例、下記(表1参照)とは、日本発着・現地発着であるかを問わず、

お客様が当社の営業日、営業時間内に解除する旨をお申出いただいた時を基準とします。(お申出はファクシミリ、電子メール等によるものを含めます。)お申出の期日により取消料の額に差が生じることもありますので、当社の営業日、営業時間、連絡先(電話番号、ファクシミリ等)および連絡方法はお客様自身でも申込時点に必ずご確認ください。

〈表1〉日本出国時または帰国時に航空機を利用する募集型企画旅行契約および取消料表

区 分	取消料
(1)本邦出国時又は帰国時に航空機を利用する募集型企画旅行契約（次項に掲げる旅行契約を除く）	
①旅行開始日がピーク時の旅行である場合であって、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって四十日目に当たる日以降に解除するとき②～④までに掲げる場合を除く。）	旅行代金の10%以内
②旅行開始日の前日から起算してさかのぼって三十日目に当たる日以降に解除する場合（③及び④に掲げる場合を除く。）	旅行代金の20%以内
③旅行開始日の前々日以降に解除する場合（④に掲げる場合を除く。）	旅行代金の50%以内
④旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の100%以内
(2)貸切航空機を利用する募集型企画旅行契約	
①旅行開始日の前日から起算してさかのぼって九十日目に当たる日以降に解除する場合（②～④までに掲げる場合を除く。）	旅行代金の20%以内
②旅行開始日の前日から起算してさかのぼって三十日目に当たる日以降に解除する場合（③及び④に掲げる場合を除く。）	旅行代金の50%以内
③旅行開始日の前日から起算してさかのぼって二十日目に当たる日以降に解除する場合（④に掲げる場合を除く。）	旅行代金の80%以内
④旅行開始日の前日から起算してさかのぼって三日目に当たる日以降の解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の100%以内
(3)本邦出国時及び帰国時に船舶を利用する募集型企画旅行契約	当該船舶に係る取消料の規定によります。

(注2)「ピーク時」とは、12月20日から1月7日まで、4月27日から5月6日までおよび7月20日から8月31日までをいいます。

(注3)上記表内の「旅行代金」とは第6項の「お支払い対象旅行代金」をいいます。特定期間および特定コースでは、取消料の額は当社の約款の規定する範囲内で変更となる場合があります。その旨当該コースのパンフレットに表示します。

(注4)追加代金を支払って本体のコースに付加して企画・実施する「〇〇プラン」等と呼称するものは当該プランの代金を旅行代金とみなし(表1)に基づき取消料を算出することがあります。その場合はこの旨をパンフレットに明示します。また、当該プランの「出発日」は本体の出発日とみなします。

(注5)上記表内の「旅行開始後」とは、本条件書第17項「特別補償」に記載する、約款の別紙「特別補償規程」の第2条3項の定めによります。(例えば当社が「受付」を行う場合は、この受付完了時点以降を「旅行開始後」とし、「受付」を行わない場合は、最初の運送機関が航空機であるときは、手荷物の検査等の完了時以降を「旅行開始後」とします。)

(イ)旅行契約成立後にコースまたは出発日を変更された場合も上記の取消料の対象となります。

(ウ)各種ローン取扱手続上およびその他の渡航手続上の事由により、旅行契約解除の場合も上記の取消料の対象となります。

(エ)以下に該当する場合は、取消料を支払うことなく旅行契約を解除することができます。

- 旅行契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が第20項(表2)左欄に掲げるもの、その他の重要なものであるときに限ります。
- 第12項(1)に基づき旅行代金が増額されたとき。
- 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合であって、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、または不可能となるおそれが極めて大きいとき。
- 当社らがお客様に対し、第4項(5)の期日までに旅行日程表をお渡ししなかったとき。
- 当社への責に帰すべき事由により、パンフレットに記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となったとき。

(オ)当社らは前(ア)(イ)(ウ)により旅行契約が解除されたときは、既に受理している旅行代金(または申込金)から所定の取消料を差引き、残りを払戻します。また前(エ)により旅行契約が解除されたときは、既に受理している旅行代金(または申込金)を全額払戻します。

(カ)旅行日程に含まれる地域について、外務省から「渡航の是非を検討してください。」以上の危険情報が出された場合は、当社は原則として旅行履行を中止いたします。ただし、お客様の安全確保について適切な対応が講じられると判断した場合には旅行を実施いたします。その場合(当社が旅行を実施する場合)、お客様が旅行契約を解除するときは、所定の取消料の対象となります。

(2)旅行開始前の当社の解除権

(ア)お客様から第5項(3)の期日までに旅行代金のお支払いがないときは、お客様が旅行に参加される意思がないものとみなし、当社らはその翌日に旅行契約を解除します。この場合は前①(ア)の(表1)に定める解除期日に適用される取消料と同額の違約金をお支払いいただきます。

(イ)下に該当する場合は、当社は旅行契約を解除することがあります。

- お客様が当社のあらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の旅行参加条件を満たしていないことが判明したとき。
- お客様が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、そのほか反社会的勢力であると判明したとき。
- お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行に耐えられないと認められるとき。
- 「重複予約」により、航空会社・宿泊機関などにより予約が自動的に取り消されたとき。
- お客様がほかのお客様に迷惑を及ぼし、または団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるとき。
- お客様が契約内容に関し、合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
- パンフレットなどに表示した最少催行人員に達しなかったとき。この場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって、23日目(ピーク時に旅行を開始するものおよび貸切り航空機(チャーター便)を利用する旅行については33日目)にあたる日より前に、旅行の中止を通知します。
- スキーを目的とする旅行における必要な降雪量などの旅行実施条件であって契約の締結の際に明示したものが成就しないおそれが極めて大きいとき。

- 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関などの旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、パンフレットなどに記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、または不可能となるおそれが極めて大きいとき。
- 前iの「官公署の命令」の一例として、旅行日程に含まれる地域について、外務省から「渡航の延期をおすすめします」以上の危険情報が発表されたとき。ただし「渡航の是非を検討してください。」以下の危険情報が出された場合は、お客様の安全確保について適切な対応が講じられると判断した場合には当社は旅行を実施いたします。その場合、お客様が旅行契約を解除するときは、所定の取消料の対象となります。

(ウ)当社は、前(イ)により旅行契約を解除した場合は、既に受理している旅行代金(または申込金)を全額払戻します。

(3)旅行開始後

①旅行開始後のお客様の解除・払戻し

(ア)お客様のご都合により途中で離団された場合は、お客様の権利放棄とみなし、離団部分に係る旅行費用の払戻しはいたしません。

(イ)お客様の責に帰さない事由により旅行日程表に従った旅行サービスの提供を受けられなくなった場合、または当社がその旨を告げたときは、お客様は取消料を支払うことなく当該不可能になった旅行サービス提供に係る部分の契約を解除することができます。

(ウ)前(イ)の場合、当社は旅行代金のうち、旅行サービスの提供が不可能になった部分に係る旅行費用を払戻します。ただしその事由が当社の責に帰さない場合は、お客様がいまだその提供を受けていない旅行サービスに係る部分の費用から、当社が当該サービス提供者に支払いまたはこれから支払うべき取消料・違約金その他の名目による費用を差引いて払戻します。

②旅行開始後の当社の解除・払戻し

(ア)以下に該当する場合は、当社はお客様に事由を説明して旅行契約を解除することがあります。

- お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行の継続に耐えられないとき。
- お客様が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、そのほか反社会的勢力であると判明したとき。
- お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するためのコンダクターその他の者による当社の指示に従わない場合、またはこれらの者もしくは同行する他の旅行者に対する暴行もしくは脅迫等により、団体行動の規律を乱し、旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
- 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合であって、旅行の継続が不可能となったとき。
- 前.dの「官公署の命令」の一例として、旅行日程に含まれる地域について、外務省から「渡航の是非を検討

してください。」以上の危険情報が出され旅行の継続が不可能になったとき。

(イ)解除の効果および払戻し

前②(ア)により旅行契約の解除が行われたときであっても、お客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する契約は有効に履行されたものとします。当社は旅行代金のうち、お客様がいまだその提供を受けていない旅行サービスに係る部分の費用から、当社が当該サービス提供者に支払いまたはこれから支払うべき取消料・違約金その他の名目による費用を差引いて払戻します。

(ウ)旅行代金の払戻し

当社は、第12項および第14項の規定により、お客様に対し払戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払戻しにあつては解除の翌日から起算して7日以内、減額または旅行開始後の解除による払戻しにあつては「パンフレットに記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に対し当該金額を払戻します。

(エ)前②(ア)a.c.により当社が旅行契約を解除した場合は、お客様の依頼に応じて出発地に戻るための必要な手配をします。この場合に要する一切の費用はお客様の負担となります。

15 旅程管理業務

(1)当社は、お客様の安全かつ円滑な旅行の実施を確保することに努力し、お客様に対して以下の業務を行います。

- ①お客様が旅行中旅行サービスを受けることができないおそれがあると認められる場合は、旅行契約に従った旅行サービスの提供を確実に受けられるために必要な措置を講じます。②前①の措置を講じたにもかかわらず、旅行契約内容を変更するときは、変更後の旅行サービスが当初の旅行サービスと同様のものとなるよう努める等、旅行契約内容の変更を最小限にとどめるよう努力します。
- 添乗員の同行するコースでは添乗員が、同行しないコースでは当社の係員が旅行を円滑に実施するための必要な業務を行います。なお、この業務は、旅行日程表に当社または手配代行者等の緊急連絡先を記載し、お客様からの連絡を受けてから行なう場合もあります。

- ①お客様は旅行を円滑に実施するため添乗員または現地係員の指示に従っていただきます。
- 添乗員の業務は原則として8時から20時までとします。
- 16 当社の責任**
- 当社は、旅行契約の履行にあたって、当社または当社が手配を代りさせた者(以下「手配代行者」といいます。)が故意または過失によりお客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償します。ただし、損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知があったときに限ります。
- お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、運送機関の遅延・不通・スケジュール変更・経路変更などまたはこれによって生じる旅行日程の変更・目的滞留在時間の短縮、官公署の命令、自由行動中の事故、食中毒、盗難、その他当社または当社の手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったときは、当社は前(1)の場合を除き、お客様に対してその損害を賠償する責任を負いません。
- 手荷物について生じた前(1)の損害については、前(1)の定めにかかわらず、損害発生の日から起算して、21日以内に当社に対して通知があった場合に限り、お客様1人につき、15万円を限度(当社に故意または重大な過失がある場合を除きます。)として賠償します。

17 特別補償

(1)当社は、第16項(1)の定めに基づく当社の責任が生ずるか否かを問わず、約款の別紙「特別補償規程」で定めるところにより、お客様が募集型企画旅行中に急激かつ偶然な外来の事故によって生命、身体または手荷物の上に被った一定の損害について以下のとおり、あらかじめ定める額の補償金および見舞金を支払います。
①死亡補償金:2,500万円
②後遺症補償金:程度に応じて死亡補償金の3～100%
③入院見舞金:入院日数により4万円から40万円
④通院見舞金:通院日数により2万円から10万円
⑤携帯品損害補償金:お客様1名につき15万円を限度
ただし、補償対象品の1個または1対については10万円を限度とし、現金、クレジットカード、航空券、パスポート、義歯、義肢、コンタクトレンズ、貴重品、撮影すみのフィルム、磁気テープ、磁気ディスク、シーディー・ロム、光ディスク等情報機器(コンピュータおよびその端末装置等の周辺機器)で直接処理を行える記録媒体に記録された情報、その他約款の「特別補償規程」第18条2項に定める品目については補償しません。

(2)前(1)の損害については当社が第16項(1)の規定に基づく責任を負うときは、その責任に基づいて支払うべき損害賠償金の額の限度において、当社が支払うべき前(1)の補償金は、当該損害賠償金とみなします。

(3)前(2)に規定する場合において、前(1)の規定に基づく当社の補償金支払い義務は、当社が第16項の規定に基づいて支払うべき損害賠償金(前(2)の規定により損害賠償金とみなされる補償金を含む。)に相当する額だけ減額します。

(4)お客様が旅行中に被られた損害が、お客様の故意、酒酔い運転、疾病等のほか、旅行に含まれない場合で、自由行動中の山岳登山、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機搭乗、ジャイロプレーン搭乗、ヘリコプタースキー、氷河スキーその他これに類する危険な運動中の事故によるもの等約款の「特別補償規程」第3条および第5条に該当する場合は、当社は前(1)の補償金および見舞金を支払いません。ただし、当該運動が募集型企画旅行日程に含まれているときは、この限りではありません。

(5)お客様が募集型企画旅行の行程から、復帰の有無および復帰の予定日時などの連絡なしに離団された場合は、当該離団中にお客様が被られた損害については、約款の「特別補償規程」第2条2項に定めるところにより募集型企画旅行参加中の事故とはみなされないことから、補償金および見舞金を支払いません。

(6)当社の募集型企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の旅行代金を収受して当社が実施する旅行については、主たる旅行契約の内容の一部として取扱います。

(7)ただし、パンフレットおよび旅行日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われない旨が明示された日(これを当社では「無手配日」といいます。)については、当該日にお客様が被った損害について補償金が支払われない旨を明示した場合には限り、募集型企画旅行参加中とはみなしません。

18 お客様の責任

- お客様の故意、過失、法令・公序良俗に反する行為、またはお客様が当社の約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合は、当社はお客様から損害の賠償を申受けます。
- お客様は、当社から提供される情報を活用し、お客様の権利・義務その他の募集型企画旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。
- お客様は、旅行開始後に、パンフレットや旅行日程表に記載された旅行サービスについて、記載された旅行サービス内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者または旅行サービス提供者にその旨を申出なければなりません。
- お客様のご都合による別行動は原則としてできません。ただし、コースにより別途条件をお受けする場合があります。

19 オプションツアー

当社がパンフレットに記載した「オプションツアー」とは、現地旅行会社等が現地旅行会社等の名で実施する小旅行で、当社が実施する募集型企画旅行ではありません。従ってお客様は別個の料金をお支払いいただく任意に参加することができます。

- ①契約は現地の法令または慣習に基づいて現地旅行会社等が定めた旅行条件によって行われ、当社の旅行条件は適用されません。
- ②契約の成立は、現地旅行会社等が承諾した時に成立します。
- ③契約成立後の解除・取消料については、お申込みの際、現地旅行会社等にご確認願います。
- ④現地旅行会社等が実施するオプションツアーは旅程保証の対象とはなりません。

20 旅程保証

- 当社は、以下の〈表2〉左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合は、旅行代金に同表右欄に記載する率を乗じた額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内に支払います。ただし、当該変更が次の①②③に該当する場合は変更補償金を支払いません。
①(表2)左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた原因が以下によるものであることが明白な場合。ただし第12項(5)が発生している場合を除きます。
(ア)旅行日程に支障をもたらす悪天候を含む天災地変
(イ)戦乱
(ウ)暴動
(エ)官公署の命令
(オ)欠航、不通、休業等の運送・宿泊機関の旅行サービス提供の中止
(カ)遅延、運送スケジュール変更等の当初の運行計画によらない運送サービスの提供
(キ)お客様の生命または身体の安全確保のため必要な措置
②第16項の規定に基づく当社の責任が明らかであるとき。
③第14項の規定に基づいて募集型企画旅行契約が解除された場合の当該解除された部分に係る変更であるとき。
- 当社が支払うべき変更補償金の額は、お客様1名に対して1旅行契約につき旅行代金に15%を乗じた額をもって限度とします。また、お客様1名に対して1旅行契約につき支払うべき変更補償金の額が千円未満であるときは、変更補償金を支払いません。

(3)当社は、お客様が同意された場合、金銭による変更補償金の支払いに替え、同等価値以上の物品または旅行サービスの提供により補償を行うことがあります。

(4)当社が前(1)の規定に基づき変更補償金を支払った後に、当該変更について当社に第16項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかになった場合には、お客様は当該変更に係る変更補償金を当社に返還していただきます。この場合、当社は、当社が支払うべき損害賠償金の額とお客様が返還すべき変更補償金の額を相殺した残額を支払います。

当社が変更補償金を支払う変更	変更補償金の額＝お支払い対象旅行代金×1件につき下記の率	旅行開始日以降の日までにお客様に通知した場合
①パンフレットに記載した旅行開始日または旅行終了日の変更	1.5%	3.0%
②パンフレットに記載した入場する観光地または観光施設(レストランを含みます。)その他の旅行の目的地の変更	1.0%	2.0%
③パンフレットに記載した運送機関の等級またはより低い料金のもへの変更(変更後の等級および設備の料金の合計額がパンフレットの記載した等級および設備のそれを下回った場合に限ります。)	1.0%	2.0%
④パンフレットに記載した運送機関の種類(航空機・鉄道・船舶・自動車等)または会社名の変更	1.0%	2.0%
⑤パンフレットに記載した日本国内の旅行開始地たる空港または旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0%	2.0%
⑥パンフレットに記載した日本国内と外国との間における直行便の兼ね便又は経由便への変更	1.0%	2.0%
⑦パンフレットに記載した宿泊機関の種類(ホテル・コンドミニアム等)または名称の変更	1.0%	2.0%
⑧パンフレットに記載した宿泊機関の客室条件の変更	1.0%	2.0%
⑨前各号に掲げる変更のうちパンフレットのツアータイトル中に記載があった事項の変更	2.5%	5.0%

21 通信契約による旅行契約を締結するときの旅行条件

(1)当社らは、当社らが提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます。)のカード会員(以下「会員」といいます。)より、会員の署名なくして旅行代金の一部(申込金)等のお支払いを受けるとのこと(以下「通信契約」といいます。)を条件に、電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段による旅行のお申込みを受けられる場合があります。

(2)前(1)につき、当社らが提携会社と無署名取扱特約を含む加盟店契約がない等、または業務上の理由があるときは当社らは通信契約をお受けできない場合もあります。

(3)通信契約の旅行条件は、通常の旅行条件とは以下の点で異なります。
①通信契約の申込みの際には、会員は「カード名」「会員番号」「カード有効期限」「会員連絡先」「電子メールアドレス」その他の通信契約を締結するために必要な一切の事項を当社らにお申しいただきます。

②通信契約による募集型企画旅行契約は、お客様より「支払いの同意」、旅行条件等該当ページの「正常な印刷」(注)の2点が必要なため当社が確認したうえで、当社が契約の締結を承諾する旨の通知がお客様に到達した時に成立するものとし

ます。ただし、契約の承諾の通知を電話または郵便で通知する場合は、その通知を発した時に成立します。

③通信契約での「カード利用日」は、会員および当社らが募集型企画旅行契約の開始日・旅行代金等の支払いまたは払戻債務を履行すべき日とし、前者の場合は契約成立日、後者の場合は契約解除のお申出があった日となります。

④与信等の理由により会員のお申出のクレジットカードでお支払いできない場合、当社は通信契約を解除し、第14項(1)の取消料と同額の違約料を申受けます。ただし、当社が別途指定する日までに現金による旅行代金のお支払いをいただいた場合はこの限りではありません。

(注)事前にお客様の承諾を得て電子的に書面を交付した場合はこの限りではありません。

22 個人情報の取り扱いについて

(1)当社及び旅行パンフレット裏面の受託販売欄に記載された当社の受託旅行者又は受託旅行者代理業者(以下「取扱旅行会社」といいます。)は、旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用

させていただくほか、お客様がお申込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等（主要なものについては各コース等に記載されています）の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内で利用させていただくことがあります。

- ※このほか、当社及び取扱旅行会社では、
- ①当社、取扱旅行会社及びこれらと提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内。
 - ②旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い。
 - ③アンケートのお願い。
 - ④特典サービスの提供。
 - ⑤統計資料の作成。

- (2) 当社が保有する個人情報、お客様の氏名、年齢、性別、電話番号、住所、メールアドレス、その他コースにより当社が旅行を実施するうえで必要となる最小限の範囲のお客様の個人情報とします。また介助者の同行、車椅子の手配等特別な配慮を必要とする場合で、当社が可能な範囲内でこれに応ずる（又は応じられない旨の回答をする）目的のため、上記以外の個人情報の取得をさせていただくことがあります。これは当社が手配等をするうえで必要な範囲内とします。
- (3) 当社が本項(2)の個人情報を取得することについてお客様の同意を得られない場合は、当社は、募集型企画旅行契約の締結に応じられないことがあります。また同意を得られないことにより、お客様のご希望される手配等が行えない場合があります。
- (4) 当社は、お申し込みいただいた旅行の手配のために、運送・宿泊機関等に対し、お客様の氏名、年齢、性別、電話番号、その他手配をするために必要な範囲内での情報を、あらかじめ電子的方法等で送付することによって提供いたします。
- (5) 当社は旅行先でのお客様の便宜を図るため、当社の保有するお客様の個人データを土産物店等に提供することがあります。この場合、お客様の氏名、パスポート番号および搭乗される航空便名等に係る個人データを、あらかじめ電子的方法およびファクシミリで送付することによって提供します。なお、これらの事業者への個人データの提供の停止を希望される場合は、お申込みの旅行取扱店にお申出ください。
- (6) 当社は、当社が保有するお客様の個人データのうち、氏名、住所、電話番号又はメールアドレス等のお客様へのご連絡にあたり必要となる最小限の範囲のものについて、当社グループ企業との間で、共同して利用させていただくことがあります。当社グループ企業は、それぞれの企業の営業案内、催し物内容等のご案内、ご購入いただいた商品の発送のために、これを利用していただくことがあります。なお、当社グループ企業の名称及び個人データの管理について責任を有する者の氏名は又は名称は、当社ホームページ(<http://www.santatour.jp/>)をご参照ください。
- (7) 当社が保有するお客様の個人データの開示、その内容の訂正、追加若しくは削除、又はその利用の停止、消去若しくは第三者への提供の停止をご希望の方は、必要となる手続きについてご案内いたしますので、下記のお問い合わせ窓口までお申し出ください。その際、法令及び当社内規に従い、遅滞なく必要な措置を取らせていただきます。また、ご希望の全部又は一部に応じられない場合はその理由をご説明します。
- (8) 万一、当社の個人情報の流出等の問題が発生した場合は、直ちにお客様にご連絡させていただき、安全の確保が保たれるまで問題が発生したシステムを一時停止いたします。また、速やかにホームページ等で事実関係等を公表させていただきます。
- (9) 当社、当社と提携する企業および販売店が取扱う商品、サービスに関する情報をお客様に提供させていただくことがあります。
- (10) 当社は、旅行中に傷病があった場合に備え、お客様の旅行中の国内連絡先の方の個人情報をお伺いしています。この個人情報は、お客様に傷病があった場合で国内連絡先の方へ連絡の必要があると当社が認めた場合に使用させていただきます。お客様は、国内連絡先の方の個人情報を当社に提供することについて、国内連絡先の方の同意を得るものします。
- (11) 上記のほか、当社の個人情報の取り扱いに関する方針については、当社の店頭またはホームページでご確認ください。

《個人情報に関するお問い合わせ・苦情のお申し出先》

- (1) 個人情報の取り扱いに関するお問い合わせ・苦情は、下記までお申し出ください。
山陽新聞旅行社
電話：086-803-8220
※個人情報取扱管理者の氏名は当社ホームページをご参照いただくか、お問い合わせください。
- (2) お客様は、当社との個人情報に関する苦情について、当事者間で解決ができなかった場合は、下記の協会に、その解決について助力を求めるための申し出をすることができます。
社団法人日本旅行業協会(JATA)
消費者相談室 電話：03-3592-1266

23 海外旅行傷害保険へのご加入のおすすめ

■より安心してご旅行いただくためにも、ご旅行中の病気や事故・

盗難に備えて海外旅行傷害保険に必ずご加入されることをお勧めします。保険会社により、日本語による緊急時の相談などのサービスも受けられます。外国での治療費用やご自身の責任による賠償金などはかなり高額となります。また、賠償義務者が外国の運輸機関や宿泊機関などである場合、賠償を取り付けるのは容易でない場合もあります。さらに、国情により賠償額が非常に低く、十分な補償を受けられないこともありますので、お客様ご自身で十分な海外旅行傷害保険に加入されることをお勧めいたします。

■ご旅行中にスカイダイビング、ハングライダー操縦等の特殊な運動を予定されているお客様は旅行傷害保険にお申し込みの際、必ずその旨をお申し出ください。事前に運動危険特約を加えていない場合、保険金の支払いを受けられませんのでご注意ください。)

24 その他

【危険情報・衛生情報】

- (1) 渡航先（国または地域）によっては、「外務省海外危険情報」等、国・地域の渡航に関する情報が出されている場合があります。お申込みの際に販売店より「海外危険情報に関する書面」をお渡しします。
また、「外務省海外安全ホームページ(<http://www.anzen.mofa.go.jp>)」でもご確認ください。

- (2) 渡航先の衛生状況については、「厚生労働省検疫感染症情報ホームページ(<http://www.forth.go.jp>)」でご確認ください。

【旅行契約に含まれない費用のご負担】

- (3) お客様が個人的な案内・買物等を添乗員・現地係員等に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様の怪我、疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失・忘れ物回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときは、それらの費用はお客様にご負担いただきます。

【お買物についてのご注意】

- (4) お客様の便宜を図るためにお土産店にご案内することがありますが、お買い物に際しては、お客様の責任で購入していただきます。

【お申し込みのお名前とおお客様の責任について】

- (5) 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって10日目にあたる日以降に以下の事項が発生した場合は、航空券の再発券処理に係る当社手数料として、当該事項の発生が10日目にあたる日以降4日目にあたる日までは4,200円、3日目にあたる日以降旅行開始当日までは10,000円を申受けします。なお、下記(ア)(イ)においては、航空会社・宿泊機関により受諾された時点、また(ウ)については、追加・変更・取消に伴う手配が完了した時点が発生の基準日となります。また、航空券の再発券に際し航空運賃に差額が生じる場合は、それをお客様の負担とします。

(ア) 氏名および性別の訂正

(イ) 大人・子ども・幼児の年齢区分の訂正

- (ウ) 延泊プランの追加・取消・変更、「国内線特別追加プラン」の追加・取消・変更、航空機の変更をともなう「追加プラン」等の追加・取消・変更および航空機座席クラスの変更旅行お申込時点の氏名はパスポートに記載されているとおりのローマ字綴りで正確に当社らにお知らせください。氏名を誤ってお申込みされた場合には、航空券の再発券や、関係機関等への氏名訂正連絡等が必要となります。この訂正が旅行開始日の前日から起算してさかのぼって10日目にあたる日以降の場合は、前(5)の対象となり、当該訂正が関係機関等により受諾された時点が基準日となります。なお、関係機関等により、氏名の訂正が認められず、旅行契約を解除いただく場合があります。この場合にも第14項の当社所定の取消料の対象となります。

【航空会社のマイレージサービス】

- (6) 当社の募集型企画旅行にご参加いただくことにより、航空会社のマイレージサービスを受けられる場合がありますが、この場合、同サービスに関するお問合わせ、登録等はお客様ご自身で当該航空会社に行なっていただきます。利用航空会社の変更等により、お客様が当初受ける予定であった同サービスが受けられなくなった場合でも、当社はその理由の如何にかかわらず第16項(2)に従い責任を負いません。

【再旅行の実施】

- (7) 当社はいかなる場合においても旅行の再実施はいたしません。

【緊急事態が生じた場合の保護措置と費用のご負担】

- (8) 旅行中に、事故等が生じた場合は、直ちに旅行日程表等でお知らせする連絡先にご通知ください。
- (9) 当社は、旅行中のお客様が疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認められるときは、必要な措置を講じることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものでないときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とし、お客様は当該費用を当社が指定する期日までに当社の指定する方法で支払わねばなりません。

25 本旅行条件・旅行代金の基準

この旅行条件の基準日と旅行代金の基準日は当該パンフレット等に明示した日となります。

26 ご注意

- (1) お客様のご都合による航空便の変更、行程変更はできません。
- (2) 交通機関の渋滞等、当社の責に帰すべき事由によらず航空便にお乗り遅れの場合は、別途、航空券のご購入が必要となり、航空券引換証の払戻しもできません。
- (3) 悪天候等、お客様の責に帰すべき事由によらず旅行サービスの受領ができなくなった場合、第17項(2)の規定により、当該旅行サービスに対して取消料、違約料等支払うべき費用を差し引いた金額をお客様に払戻します。ただし、代替サービスの宿泊費・交通費等は、お客様の負担となります。
- (4) お客様の便宜をはかるためお土産店にご案内することがありますがお買い物に際しては、お客様ご自身の責任でご購入いただきます。
- (5) 当社約款をご希望の方は、ご請求ください。

令和2年4月1日改定

- 追加代金」
- ③「延泊プラン」による延泊代金
- ④「C、Fクラス追加代金」と称する航空機使用席等の等級変更による差額運賃
- ⑤その他パンフレットの中で「〇〇追加代金」と称するもの

10 割引代金

(1)「割引代金」とは以下をいい、その一部を例示します。

- ①1つの部屋に3人以上のお客様が宿泊することを条件に設定した1人あたりのお部屋割引代金
- ②その他パンフレットの中で「〇〇割引代金」と称するもの

11 旅行契約内容の変更

(1)当社は旅行契約の成立後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運送計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、また、お客様に固有の事情が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、旅行契約の内容(以下「契約内容」といいます。)を変更することがあります。

(2)前(1)の場合は、変更の事由に当社が関与し得ないことおよび契約内容の変更との相当因果関係を事前に説明します。ただし、緊急の場合においてやむを得ない場合は、変更後に説明します。

12 旅行代金の変更

当社は契約締結後であっても、次の場合には旅行代金を変更することがあります。

(1)利用する運送機関の運賃・料金が、著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に超えて増額または減額される場合、当社は、その増額または減額される金額の範囲内で旅行代金の額を増加し、または減少することがあります。

(2)前(1)により旅行代金を増額するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日より前にお客様にその旨を通知します。

(3)当社は、前(1)により運賃・料金の減額がなされるときは、その減少額だけ旅行代金を減額します。

(4)当社は、第11項に基づく契約内容の変更により旅行の実施に要する費用の減少または増加が生じる場合は、当該契約内容の変更の際にその範囲内において旅行代金の額を変更することがあります。この「旅行の実施に要する費用」には当該契約内容の変更のために提供を受けられなかった運送・宿泊機関等が提供する旅行サービスに対する取消料、違約料その他の費に支払い、またはこれから支払わねばならない費用を含みます。

(5)前(4)により、旅行の実施に要する費用の増加が生じる場合で、運送・宿泊機関等が当該旅行サービスの提供を行っているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席・部屋その他その諸施設の不足が発生したことによるときは旅行代金の額の変更をいたしません。

(6)当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨をパンフレットに記載した場合において、旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更となったときは、パンフレットに記載したところにより旅行代金の額を変更することがあります。

13 お客様の交替

(1)お客様は、当社の承諾を得て、旅行契約上の地位を別の方に譲渡することができます。(ただし、コースにより、また時期により交替をお受けできないことがあります。)この場合、お客様は、第14項(1)①(ア)に定めた取消料のお支払いに替え当社らに交替に要する手数料として、交替を受けのお客様1人あたり10,000円をお支払いいただきます。(ただし、取消料対象期間外の場合を除きます。)また、この交替のお申出が旅行開始日の前日から起算してさかのぼって3日目にあたる日以降の場合で、お客様の交替に伴う航空券の再発券に際し、航空運賃に差額が生じるときは、それらをお客様の負担とします。

(2)旅行契約上の地位の譲渡の効力は前(1)の承諾を得て、かつ手数料を当社らが受理した時に生じます。(ただし、手数料不要の場合は承諾時に生じます。)

14 旅行契約の解除・払戻し

(1)旅行開始前

- ①旅行開始前のお客様の解除権

(ア)お客様は第2項により旅行契約が成立した後に以下の区分により定められた取消料をお支払いいただくことにより、旅行契約を解除することができます。

旅行契約の区分	適用する取消料
日本出国時または帰国時に航空機を利用する募集型企画旅行契約（貸切航空機を利用する場合を除きます。）	〈表1〉
旅程中に船舶を利用する旅行でパンフレットにクルーズ約款を適用する旨の明示があるもの	当該パンフレットに明示する取消料によります。
日本発着時ともに船舶を利用する募集型企画旅行契約	当該船舶にかかる取消料の規定によります。

(注1)取消料が記載された表でいう「旅行契約の解除期日」(例、下記(表1参照)とは、日本発着・現地発着であるかを問わず、

お客様が当社の営業日、営業時間内に解除する旨をお申出いただいた時を基準とします。(お申出はファクシミリ、電子メール等によるものを含めます。)お申出の期日により取消料の額に差が生じることもありますので、当社の営業日、営業時間、連絡先(電話番号、ファクシミリ等)および連絡方法はお客様自身でも申込時点に必ずご確認ください。

〈表1〉日本出国時または帰国時に航空機を利用する募集型企画旅行契約および取消料表

区 分	取消料
(1)本邦出国時又は帰国時に航空機を利用する募集型企画旅行契約（次項に掲げる旅行契約を除く）	
①旅行開始日がピーク時の旅行である場合であって、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって四十日目に当たる日以降に解除するとき②～④までに掲げる場合を除く。）	旅行代金の10%以内
②旅行開始日の前日から起算してさかのぼって三十日目に当たる日以降に解除する場合（③及び④に掲げる場合を除く。）	旅行代金の20%以内
③旅行開始日の前々日以降に解除する場合（④に掲げる場合を除く。）	旅行代金の50%以内
④旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の100%以内
(2)貸切航空機を利用する募集型企画旅行契約	
①旅行開始日の前日から起算してさかのぼって九十日目に当たる日以降に解除する場合（②～④までに掲げる場合を除く。）	旅行代金の20%以内
②旅行開始日の前日から起算してさかのぼって三十日目に当たる日以降に解除する場合（③及び④に掲げる場合を除く。）	旅行代金の50%以内
③旅行開始日の前日から起算してさかのぼって二十日目に当たる日以降に解除する場合（④に掲げる場合を除く。）	旅行代金の80%以内
④旅行開始日の前日から起算してさかのぼって三日目に当たる日以降の解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の100%以内
(3)本邦出国時及び帰国時に船舶を利用する募集型企画旅行契約	当該船舶に係る取消料の規定によります。

(注2)「ピーク時」とは、12月20日から1月7日まで、4月27日から5月6日までおよび7月20日から8月31日までをいいます。

(注3)上記表内の「旅行代金」とは第6項の「お支払い対象旅行代金」をいいます。特定期間および特定コースでは、取消料の額は当社の約款の規定する範囲内で変更となる場合があります。その旨当該コースのパンフレットに表示します。

(注4)追加代金を支払って本体のコースに付加して企画・実施する「〇〇プラン」等と呼称するものは当該プランの代金を旅行代金とみなし(表1)に基づき取消料を算出することがあります。その場合はこの旨をパンフレットに明示します。また、当該プランの「出発日」は本体の出発日とみなします。

(注5)上記表内の「旅行開始後」とは、本条件書第17項「特別補償」に記載する、約款の別紙「特別補償規程」の第2条3項の定めによります。(例えば当社が「受付」を行う場合は、この受付完了時点以降を「旅行開始後」とし、「受付」を行わない場合は、最初の運送機関が航空機であるときは、手荷物の検査等の完了時以降を「旅行開始後」とします。)

(イ)旅行契約成立後にコースまたは出発日を変更された場合も上記の取消料の対象となります。

(ウ)各種ローン取扱手続上およびその他の渡航手続上の事由により、旅行契約解除の場合も上記の取消料の対象となります。

(エ)以下に該当する場合は、取消料を支払うことなく旅行契約を解除することができます。

- 旅行契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が第20項(表2)左欄に掲げるもの、その他の重要なものであるときに限ります。
- 第12項(1)に基づき旅行代金が増額されたとき。
- 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合であって、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、または不可能となるおそれが極めて大きいとき。
- 当社らがお客様に対し、第4項(5)の期日までに旅行日程をお渡ししなかったとき。
- 当社らの責に帰すべき事由により、パンフレットに記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となったとき。

(オ)当社らは前(ア)(イ)(ウ)により旅行契約が解除されたときは、既に受理している旅行代金(または申込金)から所定の取消料を差引き、残りを払戻します。また前(エ)により旅行契約が解除されたときは、既に受理している旅行代金(または申込金)を全額払戻します。

(カ)旅行日程に含まれる地域について、外務省から「渡航の是非を検討してください。」以上の危険情報が出された場合は、当社は原則として旅行履行を中止いたします。ただし、お客様の安全確保について適切な対応が講じられると判断した場合には旅行を実施いたします。その場合(当社が旅行を実施する場合)、お客様が旅行契約を解除するときは、所定の取消料の対象となります。

(2)旅行開始前の当社の解除権

(ア)お客様から第5項(3)の期日までに旅行代金のお支払いがないときは、お客様が旅行に参加される意思がないものとみなし、当社らはその翌日に旅行契約を解除します。この場合は前①(ア)の(表1)に定める解除期日に適用される取消料と同額の違約金をお支払いいただきます。

(イ)下に該当する場合は、当社は旅行契約を解除することがあります。

- お客様が当社のあらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の旅行参加条件を満たしていないことが判明したとき。
- お客様が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、そのほか反社会的勢力であると判明したとき。
- お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行に耐えられないと認められるとき。
- 「重複予約」により、航空会社・宿泊機関などにより予約が自動的に取り消されたとき。
- お客様がほかのお客様に迷惑を及ぼし、または団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるとき。
- お客様が契約内容に関し、合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
- パンフレットなどに表示した最少催行人員に達しなかったとき。この場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって、23日目(ピーク時に旅行を開始するものおよび貸切り航空機(チャーター便)を利用する旅行については33日目)にあたる日より前に、旅行の中止を通知します。
- スキーを目的とする旅行における必要な降雪量などの旅行実施条件であって契約の締結の際に明示したものが成就しないおそれが極めて大きいとき。

- 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関などの旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、パンフレットなどに記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、または不可能となるおそれが極めて大きいとき。
- 前i)の「官公署の命令」の一例として、旅行日程に含まれる地域について、外務省から「渡航の延期をおすすめします」以上の危険情報が発表されたとき。ただし「渡航の是非を検討してください。」以下の危険情報が出された場合は、お客様の安全確保について適切な対応が講じられると判断した場合には当社は旅行を実施いたします。その場合、お客様が旅行契約を解除するときは、所定の取消料の対象となります。

(ウ)当社は、前(イ)により旅行契約を解除した場合は、既に受理している旅行代金(または申込金)を全額払戻します。

(3)旅行開始後

①旅行開始後のお客様の解除・払戻し

(ア)お客様のご都合により途中で離団された場合は、お客様の権利放棄とみなし、離団部分に係る旅行費用の払戻しはいたしません。

(イ)お客様の責に帰さない事由により旅行日程表に従った旅行サービスの提供を受けられなくなった場合、または当社がその旨を告げたときは、お客様は取消料を支払うことなく当該不可能になった旅行サービス提供に係る部分の契約を解除することができます。

(ウ)前(イ)の場合、当社は旅行代金のうち、旅行サービスの提供が不可能になった部分に係る旅行費用を払戻します。ただしその事由が当社の責に帰さない場合は、お客様がいまだその提供を受けていない旅行サービスに係る部分の費用から、当社が当該サービス提供者に支払いまたはこれから支払うべき取消料・違約金その他の名目による費用を差引いて払戻します。

②旅行開始後の当社の解除・払戻し

(ア)以下に該当する場合は、当社はお客様に事由を説明して旅行契約を解除することがあります。

- お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行の継続に耐えられないとき。
- お客様が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、そのほか反社会的勢力であると判明したとき。
- お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するためのコンダクターその他の者による当社の指示に従わない場合、またはこれらの者もしくは同行する他の旅行者に対する暴行もしくは脅迫等により、団体行動の規律を乱し、旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
- 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合であって、旅行の継続が不可能となったとき。
- 前.d)の「官公署の命令」の一例として、旅行日程に含まれる地域について、外務省から「渡航の是非を検討

してください。」以上の危険情報が出され旅行の継続が不可能になったとき。

(イ)解除の効果および払戻し

前②(ア)により旅行契約の解除が行われたときであっても、お客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する契約は有効に履行されたものとします。当社は旅行代金のうち、お客様がいまだその提供を受けていない旅行サービスに係る部分の費用から、当社が当該サービス提供者に支払いまたはこれから支払うべき取消料・違約金その他の名目による費用を差引いて払戻します。

(ウ)旅行代金の払戻し

当社は、第12項および第14項の規定により、お客様に対し払戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払戻しにあつては解除の翌日から起算して7日以内、減額または旅行開始後の解除による払戻しにあつては「パンフレットに記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に対し当該金額を払戻します。

(エ)前②(ア)a.c)により当社が旅行契約を解除した場合は、お客様の依頼に応じて出発地に戻るための必要な手配をします。この場合に要する一切の費用はお客様の負担となります。

15 旅程管理業務

(1)当社は、お客様の安全かつ円滑な旅行の実施を確保することに努力し、お客様に対して以下の業務を行います。

- ①お客様が旅行中旅行サービスを受けることができないおそれがあると認められる場合は、旅行契約に従った旅行サービスの提供を確実に受けられるために必要な措置を講じます。②前①の措置を講じたにもかかわらず、旅行契約内容を変更するときは、変更後の旅行サービスが当初の旅行サービスと同様のものとなるよう努める等、旅行契約内容の変更を最小限にとどめるよう努力します。
- 添乗員の同行するコースでは添乗員が、同行しないコースでは当社の係員が旅行を円滑に実施するための必要な業務を行います。なお、この業務は、旅行日程表に当社または手配代行者等の緊急連絡先を記載し、お客様からの連絡を受けてから行なう場合もあります。

(3)お客様は旅行を円滑に実施するため添乗員または現地係員の指示に従っていただきます。

(4)添乗員の業務は原則として8時から20時までとします。

16 当社の責任

(1)当社は、旅行契約の履行にあたって、当社または当社が手配を代りさせた者(以下「手配代行者」といいます。)が故意または過失によりお客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償します。ただし、損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知があったときに限ります。

(2)お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、運送機関の遅延・不通・スケジュール変更・経路変更などまたはこれによって生じる旅行日程の変更・目的地滞在時間の短縮、官公署の命令、自由行動中の事故、食中毒、盗難、その他当社または当社の手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったときは、当社は前(1)の場合を除き、お客様に対してその損害を賠償する責任を負いません。

17 特別補償

(1)当社は、第16項(1)の定めに基づく当社の責任が生ずるか否かを問わず、約款の別紙「特別補償規程」で定めるところにより、お客様が募集型企画旅行中に急激かつ偶然な外来の事故によって生命、身体または手荷物の上に被った一定の損害について以下のとおり、あらかじめ定める額の補償金および見舞金を支払います。

- 死亡補償金:2,500万円
- 後遺症補償金:程度に応じて死亡補償金の3～100%
- 入院見舞金:入院日数により4万円から40万円
- 通院見舞金:通院日数により2万円から10万円
- 携帯品損害補償金:お客様1名につき15万円を限度
ただし、補償対象品の1個または1対については10万円を限度とし、現金、クレジットカード、航空券、パスポート、義歯、義肢、コンタクトレンズ、貴重品、撮影すみのフィルム、磁気テープ、磁気ディスク、シーディー・ロム、光ディスク等情報機器(コンピュータおよびその端末装置等の周辺機器)で直接処理を行える記録媒体に記録された情報、その他約款の「特別補償規程」第18条2項に定める品目については補償しません。

(2)前(1)の損害については当社が第16項(1)の規定に基づく責任を負うときは、その責任に基づいて支払うべき損害賠償金の額の限度において、当社が支払うべき前(1)の補償金は、当該損害賠償金とみなします。

(3)前(2)に規定する場合において、前(1)の規定に基づく当社の補償金支払い義務は、当社が第16項の規定に基づいて支払うべき損害賠償金(前(2)の規定により損害賠償金とみなされる補償金を含む。)に相当する額だけ減額します。

(4)お客様が旅行中に被られた損害が、お客様の故意、酒酔い運転、疾病等のほか、旅行に含まれない場合で、自由行動中の山岳登山、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機搭乗、ジャイロプレーン搭乗、ヘリコプタースキー、氷河スキーその他これに類する危険な運動中の事故によるもの等約款の「特別補償規程」第3条および第5条に該当する場合は、当社は前(1)の補償金および見舞金を支払いません。ただし、当該運動が募集型企画旅行日程に含まれているときは、この限りではありません。

(5)お客様が募集型企画旅行の行程から、復帰の有無および復帰の予定日時などの連絡なしに離団された場合は、当該離団中にお客様が被られた損害については、約款の「特別補償規程」第2条2項に定めるところにより募集型企画旅行参加中の事故とはみなされないことから、補償金および見舞金を支払いません。

(6)当社の募集型企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の旅行代金を収受して当社が実施する旅行については、主たる旅行契約の内容の一部として取扱います。

(7)ただし、パンフレットおよび旅行日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われない旨が明示された日(これを当社では「無手配日」といいます。)については、当該日にお客様が被った損害について補償金が支払われない旨を明示した場合には限り、募集型企画旅行参加中とはみなしません。

18 お客様の責任

(1)お客様の故意、過失、法令・公序良俗に反する行為、またはお客様が当社の約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合は、当社はお客様から損害の賠償を申受けます。

(2)お客様は、当社から提供される情報を活用し、お客様の権利・義務その他の募集型企画旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。

(3)お客様は、旅行開始後に、パンフレットや旅行日程表に記載された旅行サービスについて、記載された旅行サービス内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者または旅行サービス提供者にその旨を申出なければなりません。

(4)お客様のご都合による別行動は原則としてできません。ただし、コースにより別途条件でお受けする場合があります。

19 オプションツアー

当社がパンフレットに記載した「オプションツアー」とは、現地旅行会社等が現地旅行会社等の名で実施する小旅行で、当社が実施する募集型企画旅行ではありません。従ってお客様は別個の料金をお支払いいただく任意に参加することができます。

- ①契約は現地の法令または慣習に基づいて現地旅行会社等が定めた旅行条件によって行われ、当社の旅行条件は適用されません。
- ②契約の成立は、現地旅行会社等が承諾した時に成立します。
- ③契約成立後の解除・取消料については、お申込みの際、現地旅行会社等にご確認願います。
- ④現地旅行会社等が実施するオプションツアーは旅程保証の対象とはなりません。

20 旅程保証

(1)当社は、以下の〈表2〉左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合は、旅行代金に同表右欄に記載する率を乗じた額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内に支払います。ただし、当該変更が次の①②③に該当する場合は変更補償金を支払いません。

- ①(表2)左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた原因が以下によるものであることが明白な場合。ただし第12項(5)が発生している場合を除きます。
- (ア)旅行日程に支障をもたらす悪天候を含む天災地変
- (イ)戦乱
- (ウ)暴動
- (エ)官公署の命令
- (オ)欠航、不通、休業等の運送・宿泊機関の旅行サービス提供の中止
- (カ)遅延、運送スケジュール変更等の当初の運行計画によらない運送サービスの提供
- (キ)お客様の生命または身体の安全確保のため必要な措置
- ②第16項の規定に基づく当社の責任が明らかであるとき。
- ③第14項の規定に基づいて募集型企画旅行契約が解除された場合の当該解除された部分に係る変更であるとき。

(2)当社が支払うべき変更補償金の額は、お客様1名に対して1旅行契約につき旅行代金に15%を乗じた額をもって限度とします。また、お客様1名に対して1旅行契約につき支払うべき変更補償金の額が千円未満であるときは、変更補償金を支払いません。

(3)当社は、お客様が同意された場合、金銭による変更補償金の支払いに替え、同等価値以上の物品または旅行サービスの提供により補償を行うことがあります。

(4)当社が前(1)の規定に基づき変更補償金を支払った後に、当該変更について当社に第16項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかになった場合には、お客様は当該変更に係る変更補償金を当社に返還していただきます。この場合、当社は、当社が支払うべき損害賠償金の額とお客様が返還すべき変更補償金の額を相殺した残額を支払います。

当社が変更補償金を支払う変更	変更補償金の額＝お支払い対象旅行代金X1件につき下記の率	旅行開始日以降の日までにお客様に通知した場合
①パンフレットに記載した旅行開始日または旅行終了日の変更	1.5%	3.0%
②パンフレットに記載した入場する観光地または観光施設(レストランを含みます。)その他の旅行の目的地の変更	1.0%	2.0%
③パンフレットに記載した運送機関の等級またはより低い料金のもへの変更(変更後の等級および設備の料金の合計額がパンフレットの記載した等級および設備のそれを下回った場合に限ります。)	1.0%	2.0%
④パンフレットに記載した運送機関の種類(航空機・鉄道・船舶・自動車等)または会社名の変更	1.0%	2.0%
⑤パンフレットに記載した日本国内の旅行開始地たる空港または旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0%	2.0%
⑥パンフレットに記載した日本国内と外国との間における直行便の兼ね便又は経由便への変更	1.0%	2.0%
⑦パンフレットに記載した宿泊機関の種類(ホテル・コンドミニアム等)または名称の変更	1.0%	2.0%
⑧パンフレットに記載した宿泊機関の客室条件の変更	1.0%	2.0%
⑨前各号に掲げる変更のうちパンフレットのツアータイトル中に記載があった事項の変更	2.5%	5.0%

21 通信契約による旅行契約を締結するときの旅行条件

(1)当社らは、当社らが提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます。)のカード会員(以下「会員」といいます。)より、会員の署名なくして旅行代金の一部(申込金)等のお支払いを受けるとこと(以下「通信契約」といいます。)を条件に、電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段による旅行のお申込みを受けられる場合があります。

(2)前(1)につき、当社らが提携会社と無署名取扱特約を含む加盟店契約がない等、または業務上の理由があるときは当社らは通信契約をお受けできない場合もあります。

(3)通信契約の旅行条件は、通常の旅行条件とは以下の点で異なります。
①通信契約の申込みに際しては、会員は「カード名」「会員番号」「カード有効期限」「会員連絡先」「電子メールアドレス」その他の通信契約を締結するために必要な一切の事項を当社らにお申しいたできます。

②通信契約による募集型企画旅行契約は、お客様より「支払いの同意」、旅行条件等該当ページの「正常な印刷」(注)の2点がなされたとき当社が確認したうえで、当社が契約の締結を承諾する旨の通知がお客様に到達した時に成立するものとし

ます。ただし、契約の承諾の通知を電話または郵便で通知する場合は、その通知を発した時に成立します。

③通信契約での「カード利用日」は、会員および当社らが募集型企画旅行契約に基づく旅行代金等の支払いまたは払戻債務を履行すべき日とし、前者の場合は契約成立日、後者の場合は契約解除のお申出があった日となります。

④与信等の理由により会員のお申出のクレジットカードでお支払いできない場合、当社は通信契約を解除し、第14項(1)の取消料と同額の違約料を申受けます。ただし、当社が別途指定する日までに現金による旅行代金のお支払いをいただいた場合はこの限りではありません。

(注)事前にお客様の承諾を得て電子的に書面を交付した場合はこの限りではありません。

22 個人情報の取り扱いについて

(1)当社及び旅行パンフレット裏面の受託販売欄に記載された当社の受託旅行者又は受託旅行者代理業者(以下「取扱旅行会社」といいます。)は、旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用